

# オーセンティックバーにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月2日策定

令和2年12月11日改訂

令和3年4月12日改訂

令和3年11月12日改訂

一般財団法人 カクテル文化振興会  
一般社団法人 日本バーテンダー協会  
一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会

## 1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）において、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践する事が必要になる。

社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践して頂く事を強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策を取りまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

オーセンティックバーの業態では、これまでクラスターの発生は確認されていないが、感染リスクを抑制するため適切な感染予防対策を講ずる必要がある。

施設管理者は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、利用客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

本ガイドラインは、オーセンティックバーの事業者が本格的に事業を再開するにあたって、現場の実情に配慮して①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の強化、人と人との間隔の確保（1m以上確保するよう努める）等を通じて、利用客とオーセンティックバーに働く従業員の安全・安心を確保するための参考となる具体的取組等を示す事を旨とする。

なお、オーセンティックバーとは、接待行為を伴わないと想定されるカクテル、ウイスキーなどを主軸に営業を行う地域に根差したバー、ホテル内に併設されたバー等様々な営業種別があり、さらにはカウンター、テーブルといった設備などにより様々な営業形態が存在するが、如何なる形態もしくは規模であっても、プロフェッショナルのバーテンダーを有するバーを指すものである。

事業者は、以下に示すような対応策を参考に、それぞれの営業形態に応じた感染防止対策を講ずる必要がある。

### 3. 施設管理者が講じるべき具体的な対策

#### (1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。特に、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染に加え、マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる。

##### ①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位(レジ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、テーブル、イス、メニューブック、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台等)には特に注意する。

##### ②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

#### (2) 施設内の各所における対応策

##### ①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 店舗では食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させる。
- ・ 営業時間や提供メニュー品目の工夫、予約・空席状況等について、利用客へ店内外の掲示やITテクノロジー等を積極的に活用して情報発信し、店舗が社会的距離や安全性を考慮して感染防止に努めながら営業している事を利用客に理解して頂く。
- ・ 国や自治体から適宜発表される最新情報(方針や助言)の確保に留意し、新型コロナウイルス感染症防止対策として以下の基本事項を確実に押さえながら、事業を継続する。
- ・ 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。(1m以上確保するように努める)
- ・ 感染防止のため利用客の整理を行う。(密にならないように対応(店舗定員の50%を目安とする)。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入店制限を含む。)
- ・ 入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらう。アンケート用紙は適切な期間(当面の間1ヶ月を目安に)保存する。
- ・ デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・ マスク(適宜フェイスガード)の着用(従業員及び利用客に対する周知)。

- ・ マスクを持参していない利用客へは、マスクを配付もしくは販売する。
- ・ 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。  
正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ・ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、従業員間及び客同士大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。
- ・ デルタ株等の拡大を踏まえて、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。
- ・ 大声を出す者に注意喚起ができるように、従業員等に必要な指導を行う等、適切な体制を整備する。
- ・ 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があることは専門家からも指摘がなされる場所であり、店舗内での会話の声が大きくなるようBGMの音量を上げすぎることがないように留意し、音量を最小限にするなど工夫する。
- ・ 施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組む。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ※ 建築物衛生法において、床面積 3000m<sup>2</sup> 以上の店舗の所有者等であって、維持管理についての権限を有するものは、CO<sub>2</sub> 濃度を 1,000ppm 以下としなければならないこと、また、床面積 3000m<sup>2</sup> 未満の店舗であっても、多数の者が使用、利用する店舗については、努力義務があることについて、店舗使用者も留意すること。
- ※ 二酸化炭素濃度が一定基準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法も検討。
- ・ デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間2回以上、1回に5分間以上)を徹底する。
- ・ 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- ・ また、換気に加えて、CO<sub>2</sub> 測定装置の設置と常時モニター(1000ppm 以下)の活用を検討する。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)なお、CO<sub>2</sub> 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

- ・ HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ・ 施設及び共用物品の消毒(2時間おき)。
- ・ 利用客が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が対面するカウンター席等は、できるだけアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- ・ 椅子を間引くこと等、人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ・ 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。
- ・ 人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。
- ・ ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしない。

## ②お客様の安全

### (1) 予約時

- ・ 入店予定のお客様の中に体調不良等の方がいて入店の予定がなくなる場合には、早めにキャンセルの連絡を入れるよう、予約時にお客様にお伝えすること。

### (2) 入店時

- ・ 店舗入口には、以下の場合に入店をお断りさせて頂く旨を掲示し、該当がある場合には入店のお断りを徹底し、飲食店サイトや飲食店の外に有症状者の入店制限について案内する。
  - 入店前に検温を行い、発熱がある場合
  - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
  - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 密集が回避できない場合は施設のキャパシティに応じて人数制限(入店制限)を行う。
- ・ 店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合も間隔を空けるよう誘導する。
- ・ 順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、サインの設置、整理券の配布などを行い、行列を作らないよう

にする。

- ・ 入退場で人がかさばらないように極力動線を確保するよう努める。
- ・ 店舗入口や手洗い場所及び施設内には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意し、お客様に手指消毒をお願いする。
- ・ デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。とりわけ、飲食の際には黙食を依頼し、飲食以外の会話の際のマスク着用を徹底する。
- ・ 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔（1m以上確保するよう努める）をとる事が重要である事を利用客に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する。
- ・ 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方は別室に案内するなど十分な配慮を行う。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に来場者等に周知する。接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源を on にしたうえで Bluetooth を有効にする」ことを推奨する。
- ・ 利用者のQRコード読取を奨励し、その旨を事前に来場者等に周知する。

### （3）客席へのご案内

- ・ テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、1m以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置し、カウンター席についても、同様にパーティションで区切るか、密着しないように適度なスペース（1m以上確保するよう努める）を空けるなどの対応を行い、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように努める。なお、パーティション（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。（以下パーティション（アクリル板等）を設置する記述の箇所は同じとする。）
- ・ 出来るだけ席の近くにも手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。
- ・ 1テーブルあたり、出来るだけ4人までの席とする。席に余裕がある時は斜めに座るよう勧める。またはテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなどの対応を行う。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示し、QRコード読取を奨励する。

#### (4) カウンターサービスとテーブルサービス

##### 〈カウンター席の接触回避〉

- ・ カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔(1m以上確保するよう努める)を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する。
- ・ カウンターでは、客と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、区切りのパーティションの設置などの対応を行う。
- ・ カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション(アクリル板等)を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。

##### 〈テーブル席の接触回避〉

- ・ テーブル間は、パーティションで区切るか、1m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。
- ・ テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション(アクリル板等)を設ける。
- ・ 少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合で、他グループとの相席は避ける。
- ・ 他のグループとは1m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫。
- ・ テーブルサービスで注文を受ける時は、利用客の側面に立ち、可能な範囲で間隔(1m以上確保するよう努める)を保つ。

##### 〈共通事項〉

- ・ 施設内共用部(出入口、トイレ、手すり、調味料等、ウイルスが付着した可能性のある場所)の定期的かつこまめな消毒を徹底する。
- ・ 利用客が入れ替わる都度、テーブル・カウンターとイスの消毒を徹底する。
- ・ 従業員は頻繁に石鹸と流水による手洗いを徹底し、必要に応じて手指消毒を行う。特に、利用客にグラス等を手渡す者は注意する。
- ・ 利用客同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう、掲示等により注意喚起する。
- ・ スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する。

- ・ フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分ける、フォークや爪楊枝などを提供する場合は人数分用意するなどの対応を行う。
- ・ メニューブックは清拭消毒が行えるような素材を用いるなどの工夫を行う。
- ・ 長時間の利用を避けるようコース設定に際しても留意する。

#### (5) 会計処理

- ・ 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済の導入を図る。
- ・ 現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ(キャッシュトレイ)などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒を徹底する、会計の都度手指を消毒するなどの対応を行う。
- ・ できるだけ身体的距離を確保する。身体的距離を確保できない場合は、飛沫を防止するために、レジと利用客との間にアクリル板やビニールカーテン等を設置し、三密の回避と身体的距離を確保するほか、正しいマスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るなど工夫する。

### ③ 従業員の安全衛生管理

- ・ 食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。
- ・ 従業員の健康管理において最も重要な事は、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まない事である。
- ・ 店舗責任者は従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握するように努める。
- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告の上、同従業員の就業を禁止する。また、同従業員に対して受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談するよう勧める。
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- ・ 体調が悪い場合は出勤せず、自宅療養する内部ルールを徹底する。



- ・ 店舗(事業者)の体制が整う場合は、体調の悪い従業員に対し、抗原簡易キットを活用した検査を実施する。検査の結果、陽性者があった場合は、保健所と連携して接触者へ PCR 検査を実施する。
- ・ 感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ・ 従業員同士大声を避け、店舗ではマスクを原則着用(やむを得ない場合、フェイスガードの着用)し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。
- ・ 従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評被害や誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝える(従業員へのリスク・コミュニケーション)。
- ・ 従業員のロッカールームや控え室(以下「控え室」という。)は常時換気し、室内及び空調設備は定期的に清掃する。
- ・ 控え室は、一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにするとともに、休憩中もマスクを着用するなど工夫する。従業員が出入りする際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・ 控え室において従業員は十分な対人距離(1m 以上確保するよう努める)を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらしたり工夫をする。
- ・ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・ 従業員に対し下記のとおり検査の更なる活用・徹底する。
  - (1) 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
  - (2) 体調が悪い場合には出勤を見合わせるなど徹底する。
  - (3) 少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
  - (4) 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
  - (5) 抗原簡易キットの購入にあたっては、
    - ① 連携医療機関を定めること
    - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
    - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
  - (6) これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ・ 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告するとともに、従業員の就業は禁止する事を周知する。
- ・ これらの報告を受ける担当者及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知を行う。
- ・ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- ・ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。

#### ④ 店舗の衛生管理

- ・ 店内(客席)は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う(窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など)。
- ・ 店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についても利用客の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒薬や次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤(界面活性剤)で定期的に消毒する。
- ・ 従業員は、店内の一箇所に利用客が集まらないように留意する。
- ・ 消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ・ トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
- ・ トイレのハンドドライヤー及び共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを置くか、個人用にタオルを準備し、手洗いを徹底する。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意を促す。

※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適

切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。

- ・ 厨房の調理設備・器具を台所洗剤(界面活性剤)で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- ・ 感染防止対策に必要な物資(消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオル及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等)の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておく事が望ましい(ローリングストック)。
- ・ ユニフォームや衣服のこまめな洗濯を図る。
- ・ 食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗う。

※感染リスクが高まる「5つの場面」

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

(場面3) マスクなしでの会話

(場面4) 狭い空間での共同生活

(場面5) 居場所の切り替わり

※三密(密集・密閉・密接)